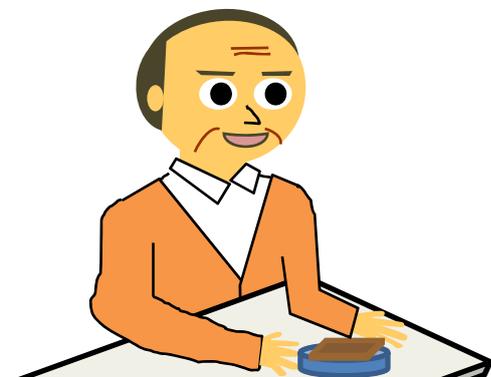


「住基カード」、こんなに便利です。



総務省

■「写真付き住民基本台帳カード」は、身分証明書として使えます。



口座の新規開設に。

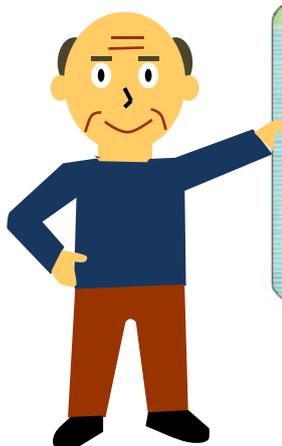
銀行で口座を新規に開設する時などの証明になります。



住民票の写しなどの交付請求に。

市区町村窓口で住民票の写しなどの交付請求をする時の証明になります。

■特に運転免許証を自主返納する方にとって、代わりの身分証明書になります。



高齢者などが、運転免許証を自主返納する制度があります。

自主返納する場合に、運転免許証の代わりの身分証明書として、写真付き住基カードを市区町村で取得いただければ、身分証明書として活用できます。

■このほか、インターネットを使った電子申請(e-Taxなど)での電子証明書の格納で使えます。印鑑登録証などとワンカード化している市区町村もあります。

手続きのポイント

- ・お住まいの市区町村にて申請・交付が必要です。
- ・交付に必要な手数料は500円程度が一般的ですが、無料としている市区町村もあります。
(平成21年1月5日時点、364市区町村が無料化)

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

総務省

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyo/index.html>

住民基本台帳カード総合情報サイト

<http://juki-card.com/madoguchi/> (各市区町村の窓口一覧)